

寒川町学校給食費の管理に関する規則新旧対照表

現行	改正案
(学校給食費の概算払)	(学校給食費の概算払)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 前条第1項の規定により牛乳又は牛乳以外の学校給食を停止された場合における概算により徴収する学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。	2 前条第1項の規定により牛乳又は牛乳以外の学校給食を停止された場合における概算により徴収する学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 牛乳を停止されている場合における町立中学校等において実施される学校給食に係る額 月額 <u>5,820円</u>	(2) 牛乳を停止されている場合における町立中学校等において実施される学校給食に係る額 月額 <u>5,800円</u>
(3) (略)	(3) (略)
(4) 牛乳以外の学校給食を停止されている場合における町立中学校等において実施される学校給食に係る額 月額 <u>1,180円</u>	(4) 牛乳以外の学校給食を停止されている場合における町立中学校等において実施される学校給食に係る額 月額 <u>1,200円</u>
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
(学校給食費の額等の特例)	(学校給食費の額等の特例)
2 第4条及び第6条の規定の適用については、 <u>第2条4号イ、ウ及びエに該当する場合を除き</u> 、当分の間、第4条第1号中「350円」とあるのは「 <u>255円</u> 」と、同条第2号中「420円」とあるのは「315円」と、 <u> </u>	2 第4条及び第6条の規定の適用については、 <u>教職員等を除き</u> <u> </u> 、当分の間、第4条第1号中「350円」とあるのは「 <u>310円</u> 」と、同条第2号中「420円」とあるのは「315円」と、 <u>第5条第2項第1号及び同項第2号中「70円」とあるのは「60円」と</u> 、 <u>第6条第1項第1号中「5,900円」とあるのは「<u>5,200円</u>」</u> と、同項第2号中「7,000円」とあるのは「5,200円」と、同条第2項第1号中「4,700円」とあるのは「 <u>4,000円</u> 」と、同項第2号中「 <u>5,820円</u> 」とあるのは「 <u>4,220円</u> 」と、 <u>同項第3号中「1,200円」とあるのは「1,000円」と</u> 、 <u>同項第4号中「1,180円」とあるのは「<u>980</u>円」とする。</u>
第6条第1項第1号中「5,900円」とあるのは「 <u>4,300円</u> 」と、同項第2号中「7,000円」とあるのは「5,200円」と、同条第2項第1号中「4,700円」とあるのは「 <u>3,300円</u> 」と、同項第2号中「 <u>5,820円</u> 」とあるのは「 <u>4,220円</u> 」と、 <u>同項第3号中「1,200円」とあるのは「1,000円」と</u> 、 <u>同項第4号中「1,180円」とあるのは「<u>980</u>円」とする。</u>	と、 <u> </u> 同項第4号中「 <u>1,200円</u> 」とあるのは「 <u>1,000円</u> 」とする。
3 (略)	3 (略)
(加える)	(令和8年度における町立小学校の学校給食に係る額の特例)
(加える)	4 令和8年度における町立小学校において実施される学校給食に係る額について

ては、保護者の負担額は「0円」とする。ただし、別に定める者を除く

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町学校給食費の管理に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提供する学校給食に係る学校給食費の額について適用し、同日前に提供した学校給食に係る学校給食費の額については、なお従前の例による。